

都内中小クレジット検証業務のご案内

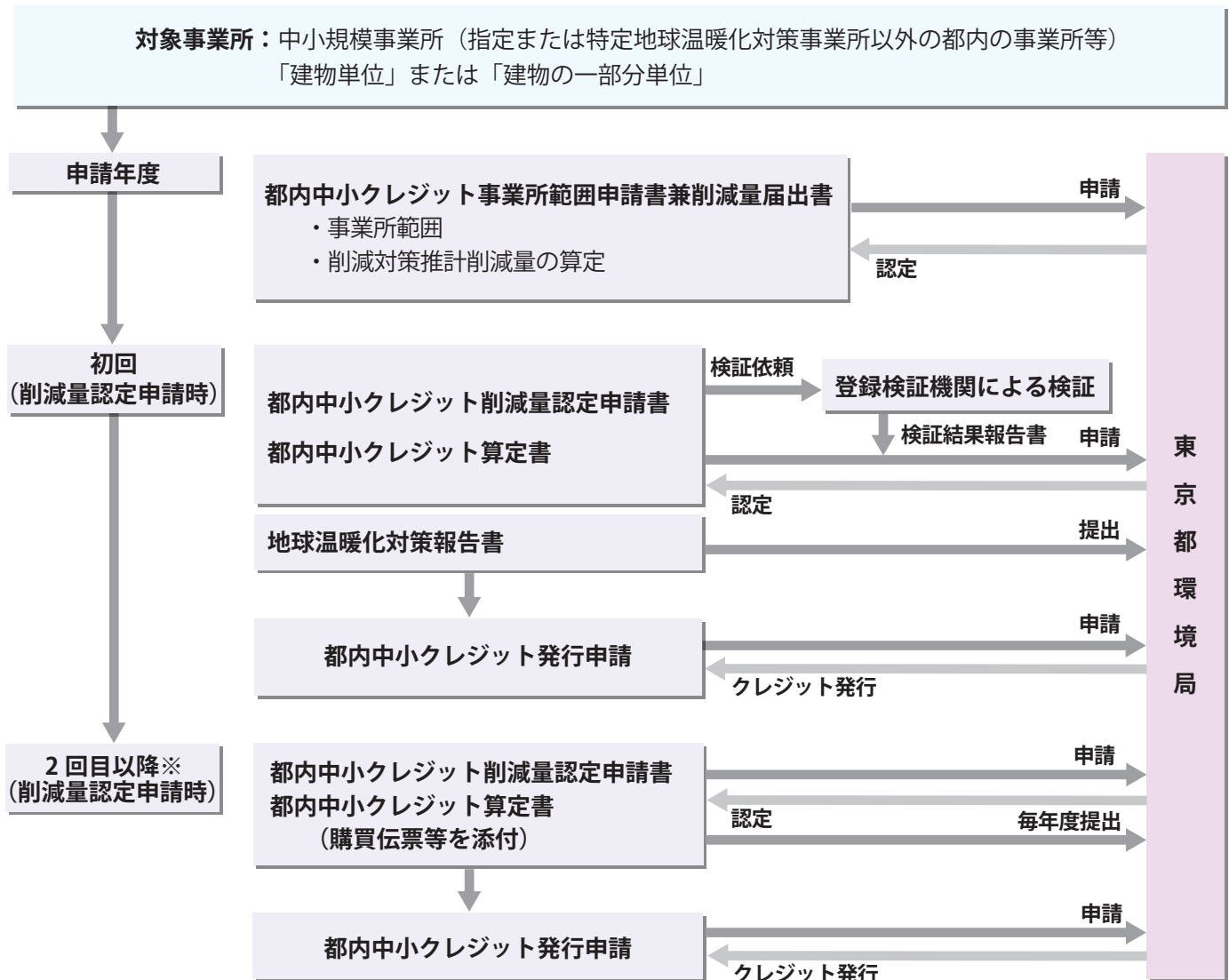
① 東京都環境確保条例に基づく「都内中小クレジット」について

2008年6月の東京都環境確保条例の改正により、CO₂排出量の大幅な削減を進めていくため、既存の地球温暖化対策計画書制度が強化され、2010年4月1日より都内の大規模事業所に対して「温室効果ガス排出量の総量削減義務と排出量取引制度」が導入されることになりました。

この制度においては、削減義務の履行手段として、自らの事業所での削減に加え、他者の削減量の取引が可能となっています。都内中小クレジットとは、都内の中小規模事業所の排出削減量を取引によって大規模事業所の削減義務充当に使用できるものです。また、東京都への削減量認定を受けるにあたって、検証機関の検証を受けることが必須となります。

当社は東京都の登録検証機関（登録番号 28/登録区分 都内外削減量）として、中小規模事業所における「都内中小クレジット」の検証を行い、地球温暖化対策に寄与していきます。

② 「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度における都内中小クレジット」の概要



※ 算定の対象となる事業所の範囲、燃料等使用量監視点又は推計削減量を変更する場合は、登録検証機関による検証が必要です。

